

〔平14.8.30〕
〔基礎小17-5〕

說 明 資 料

（個人住民稅關係）

目

次

・あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）	1
・家族に関する控除の現状（個人住民税）	2
・配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（個人住民税）（配偶者が給与所得者の場合）	3
・配偶者控除・配偶者特別控除の推移（イメージ）（個人住民税）	4
・個人住民税の人的控除額の推移	6
・扶養控除の概要（個人住民税）	7
・扶養控除の主な沿革（個人住民税）	8
・個人住民税の各人的控除（扶養控除については対象区分別）の減収見込額（平成13年度課税ベース）	9

あるべき税制の構築に向けた基本方針（抄）

〔平成14年6月〕
税制調査会

第二 個別税目の改革

一 個人所得課税

2. 今後の改革の方向

(3) 個人住民税のあり方

① 基本的考え方

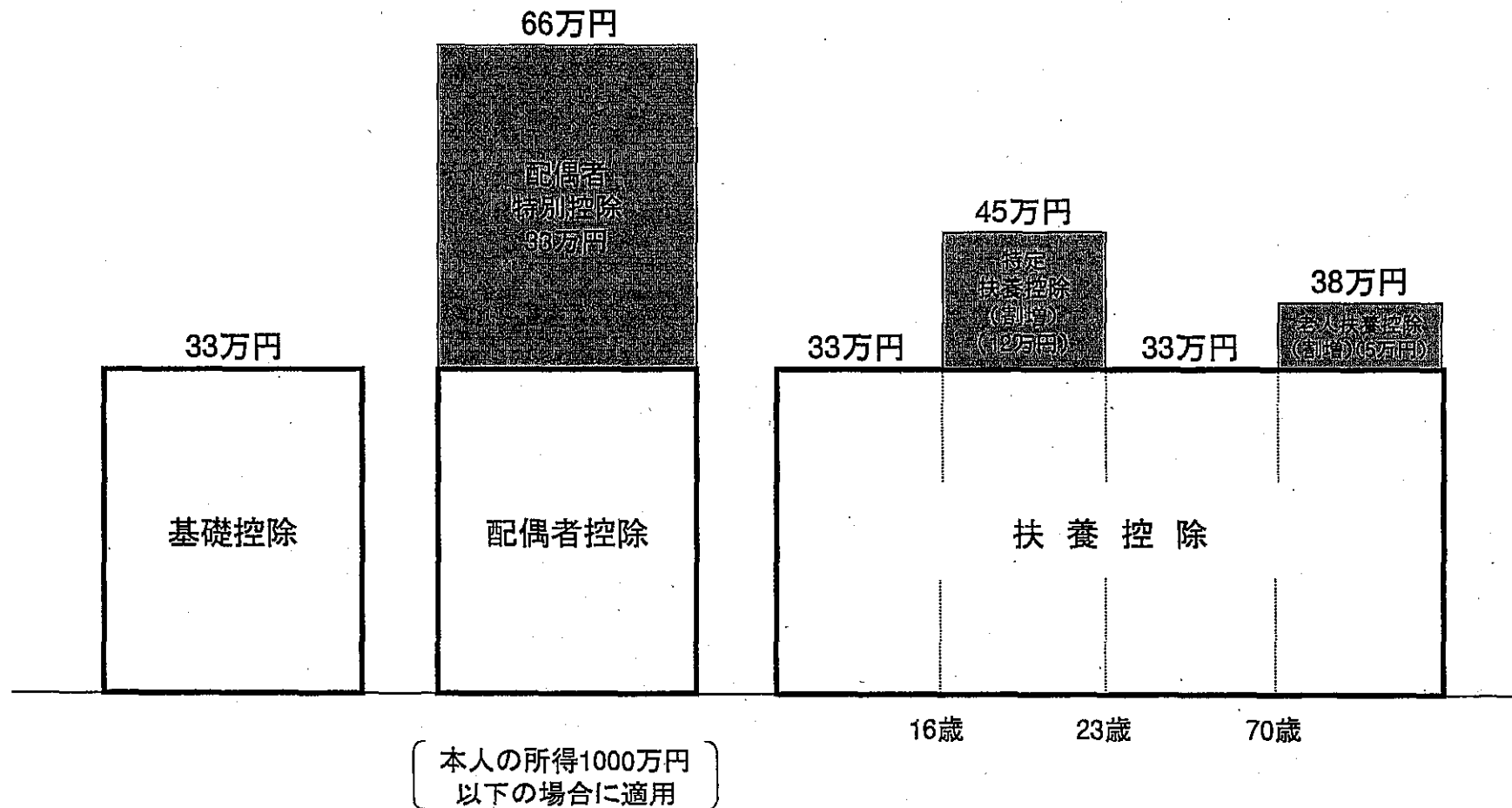
個人住民税は、地域社会の費用を住民がその能力に応じ広く負担を分任するという独自の性格（負担分任の性格）を有するとともに、地方公共団体が少子・高齢化に伴い提供する福祉等の対人サービスなどの受益に対する負担として、対応関係が明確に認識できるものであり、また、税収入の面で見れば、税源の偏在性が少なく、税収の安定性を備えていることなどを踏まえ、地方税の基幹税として充実確保を図る必要がある。

② 所得割

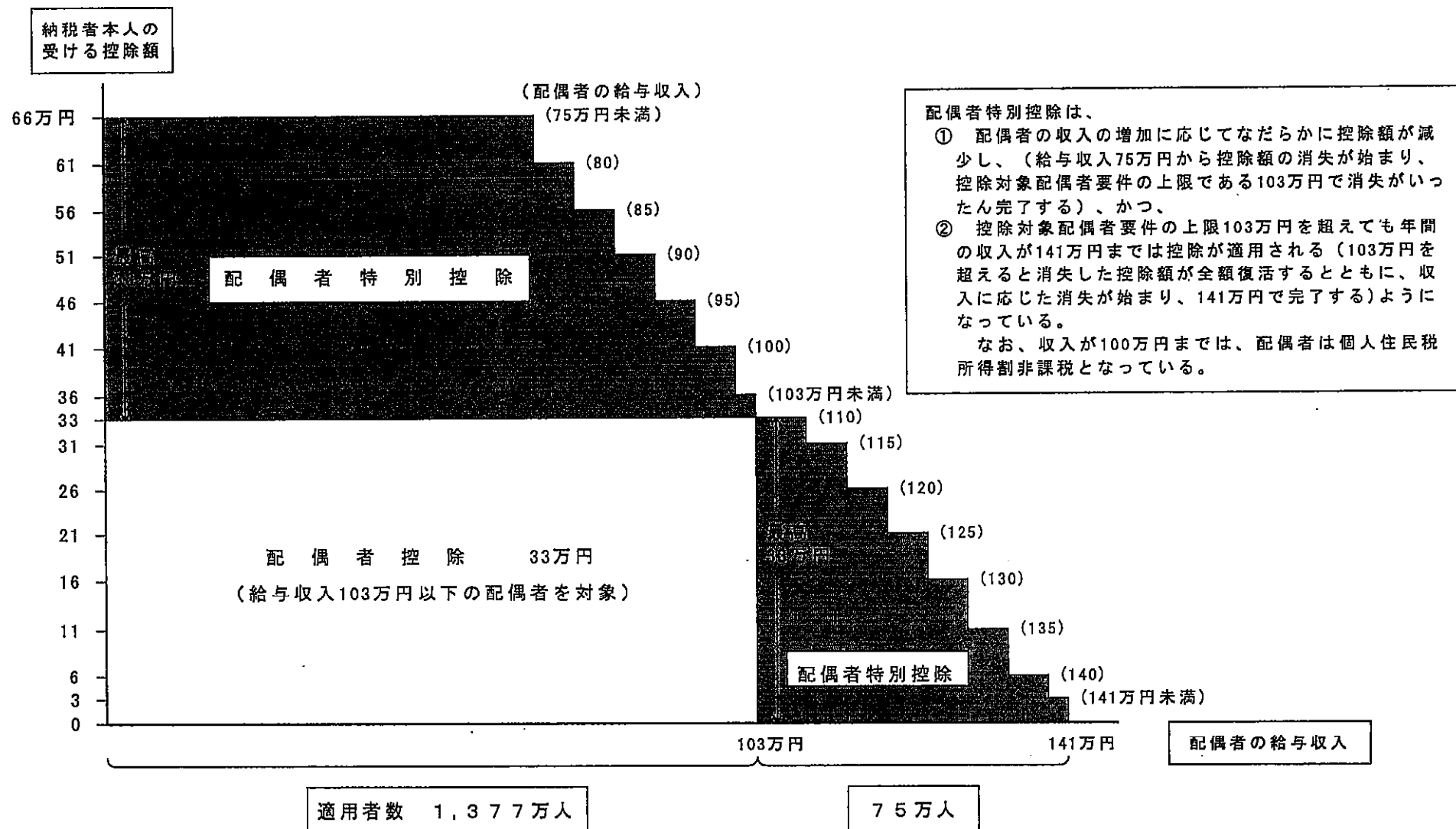
所得割の所得控除及び課税最低限については、個人住民税の負担分任の性格から所得税に比較してより広い範囲の納税義務者がその負担を分かち合うべきものであるため、所得税より低い水準で設定すべきである。

家族に関する控除の現状(個人住民税)

配偶者、扶養親族の有無に応じ、本人の所得の計算上、控除がなされる仕組み



配偶者控除・配偶者特別控除制度の仕組み（個人住民税）（配偶者が給与所得者の場合）



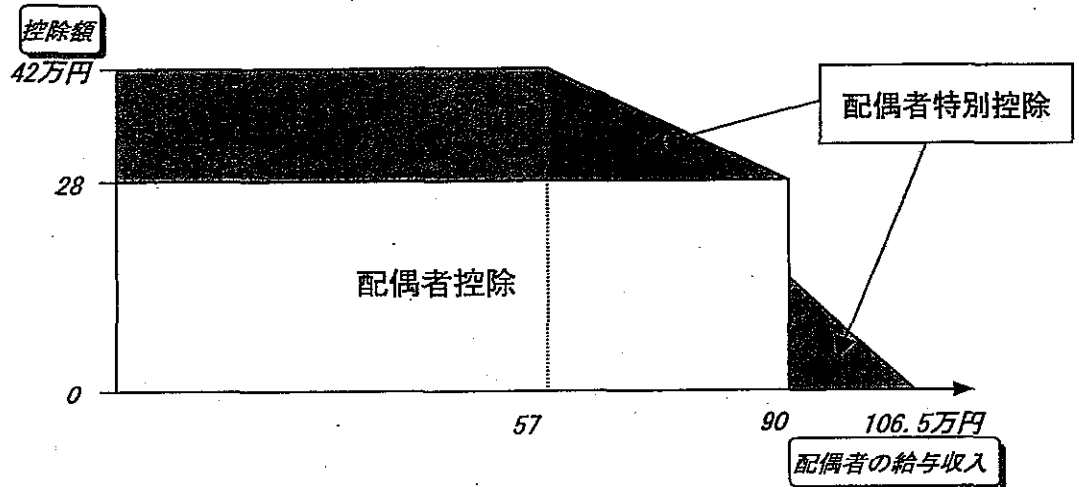
（備考）適用者数は、「平成13年度市町村税課税状況等の調」によるすべての納税義務者に係る数値である。

配偶者控除・配偶者特別控除の推移（イメージ） （個人住民税）

<昭和63年度～>

配偶者特別控除創設
（最高14万円）

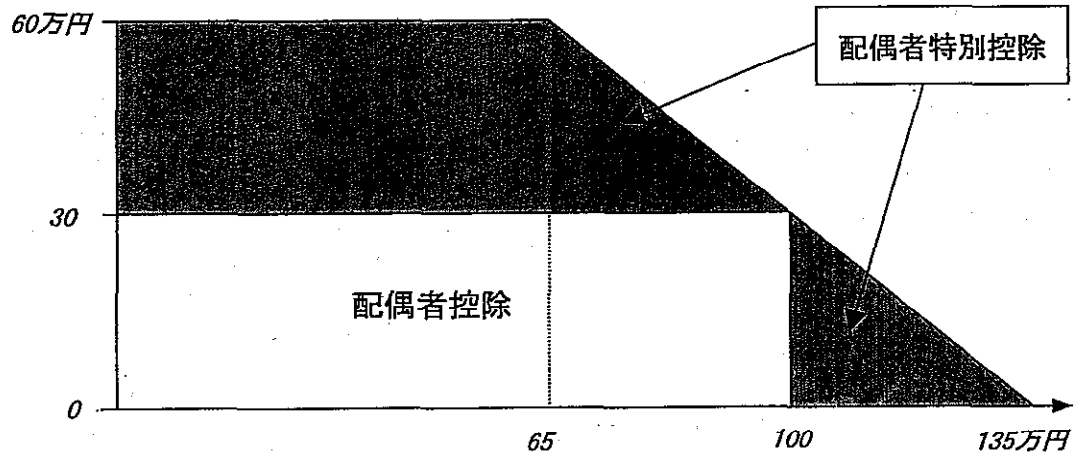
<本人の所得要件>
800万円以下



<平成2年度>

配偶者控除引上げ
（28万円→30万円）
配偶者特別控除引上げ
（最高14万円→最高30万円）

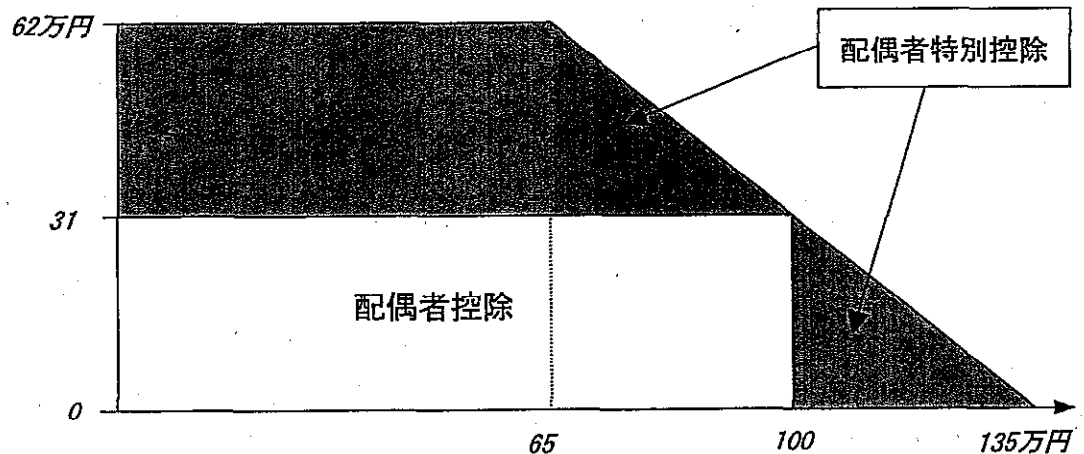
<本人の所得要件>
800万円以下→1,000万円以下



<平成3年度～>

配偶者控除引上げ
（30万円→31万円）
配偶者特別控除引上げ
（最高30万円→最高31万円）

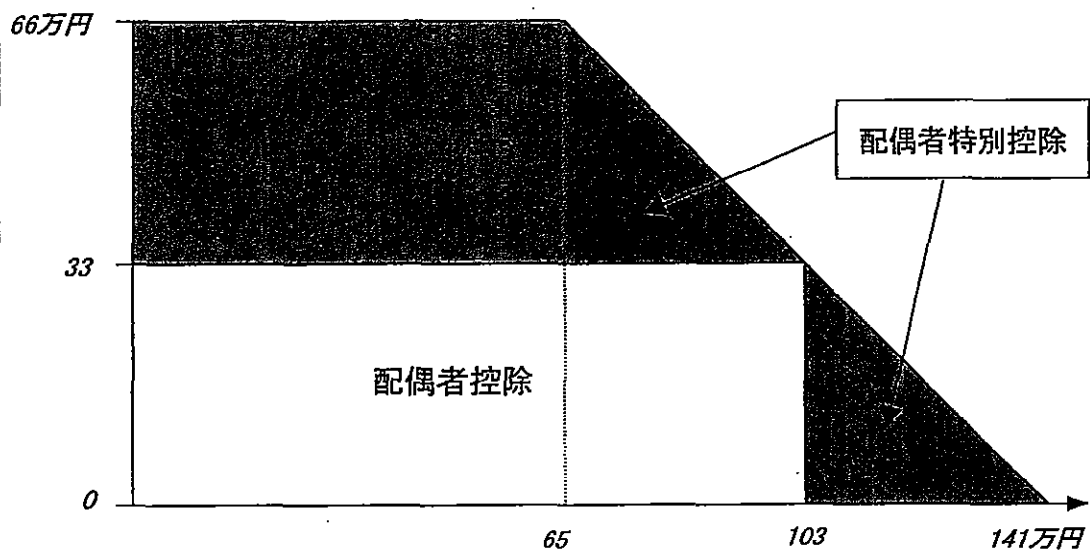
<本人の所得要件>
1,000万円以下



<平成7年度～現行>

配偶者控除引上げ
(31万円→33万円)
配偶者特別控除引上げ
(最高31万円→最高33万円)

<本人の所得要件>
1,000万円以下



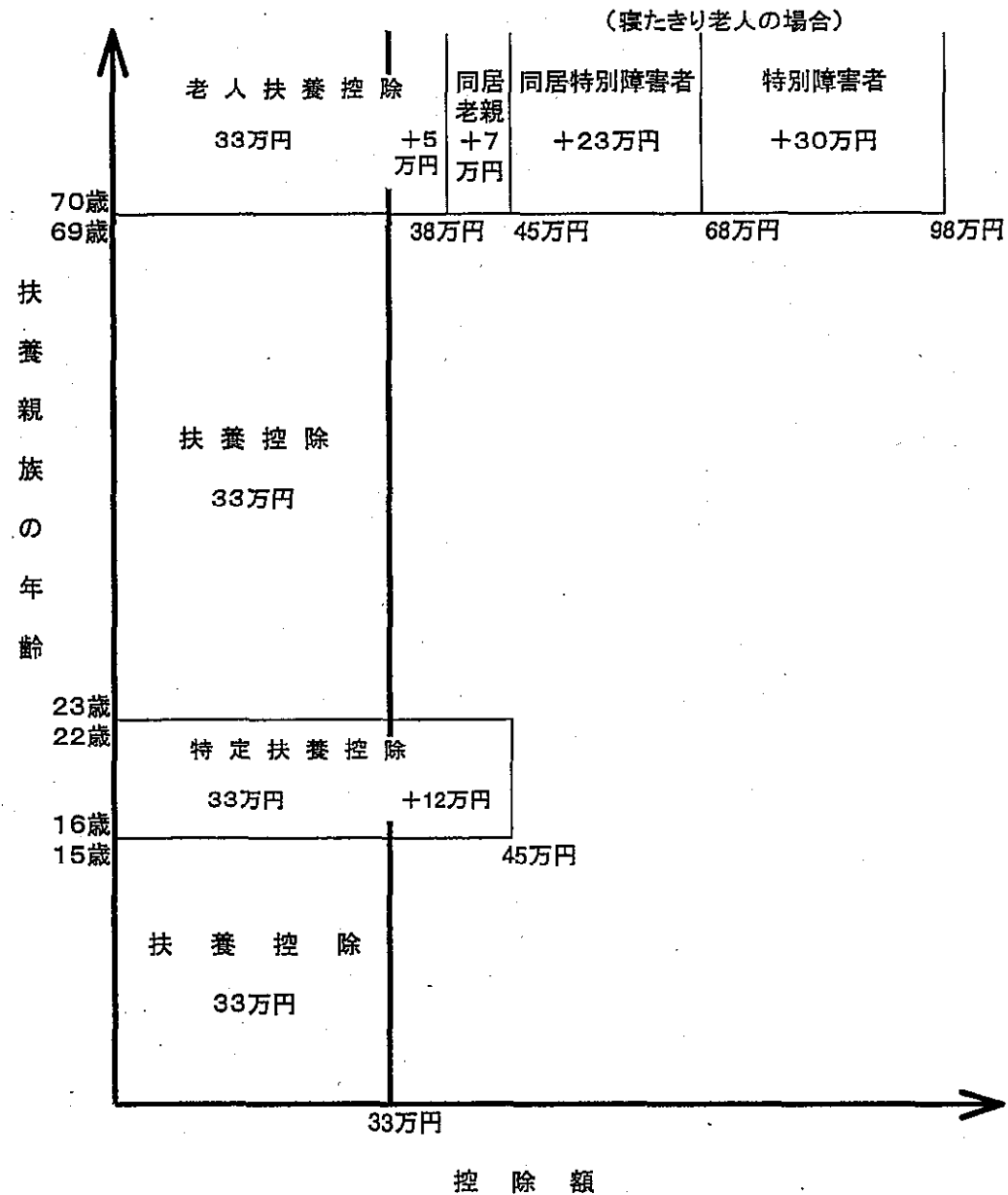
個人住民税の人的控除額の推移

区 分	基礎控除	配偶者 控 除	老 人 配 偶 者 控 除	配 偶 者 特 別 控 除	扶 養 控 除	特 定 扶 養 控 除	老人扶養控除		同居特別障害者 扶養(配偶者) 控 除	障 害 者 控 除		老 年 者 控 除	寡 婦 控 除		寡夫控除	勤労学生 控 除
							一 般	同 居		一 般	特 別		一 般	特 別		
昭 和 年 度	(37年度創設)	(41年度創設)	(56年度創設)	(63年度創設)	(37年度創設)	(2年度創設)	(48年度創設)	(55年度創設)	(58年度創設)	(37年度創設)	(43年度創設)	(37年度創設)	(37年度創設)	(2年度創設)	(57年度創設)	(37年度創設)
41	10万円	8万円			4万円			1千円		1千円		1千円	1千円			1千円
42	"	"			"			"		"		"	"			"
43	11	9			5			6万円		6万円	8万円	6万円	6万円			6万円
44	12	10			6			7		7	9	7	7			7
45	13	11			8			8		8	10	8	8			8
46	14	13			10					9	11	9	9			9
47	15	14			11		(創設)			10	12	10	10			10
48	16	15			12		14万円			12	14	12	12			12
49	18	18			14		16			13	16	13	13			13
50	19	19			17		19			16	19	16	16			16
51	"	"			"		"			"	"	"	"			"
52	20	20			19		20			18	20	18	18			18
53	"	"			"		"			"	"	"	"			"
54	21	21			20		21	(創設)		19	21	19	19			19
55	22	22	(創設)		22		23	26万円		21	23	21	21			21
56	"	"	23万円		"		"	"		"	"	"	"		(創設)	"
57	"	"	"		"		"	"	(創設)	"	"	"	"		21万円	"
58	"	"	"		"		"	"	25万円	"	"	"	"		"	"
59	26	26	27		26		27	31	30	24	26	24	24		24	24
60	"	"	"		"		"	"	"	"	"	"	"		"	"
61	"	"	"		"		"	"	34	"	"	"	"		"	"
62	"	"	"	(創設)	"		"	"	"	"	"	"	"		"	"
63	28	28	29	14万円	28		29	33	36	"	"	"	"		"	"
平 成 元	"	"	"	"	"	(創設)	"	"	"	"	"	48	"	(創設)	"	"
2	30	30	35	30	30	35万円	35	42	51	26	28	"	26	30万円	26	26
3	31	31	36	31	31	36	36	43	52	"	"	"	"	"	"	"
4	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
5	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
6	"	"	"	"	"	39	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
7	33	33	38	33	33	41	38	45	54	"	"	"	"	"	"	"
8	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
9	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
10	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
11	"	"	"	"	"	43	"	"	56	"	30	"	"	"	"	"
12	"	"	"	"	"	45	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
13	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
14	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

(備考) 1. 昭和59年度の配偶者・扶養控除額は、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律」(昭和58年法律第68号)適用(7千円加算)後の額である。

2. 平成12年度以降の特定扶養控除は、「地方税法の一部を改正する法律」(平成11年法律第15号)適用(2万円加算)後の額である。

扶養控除の概要(個人住民税)



扶養控除の主な沿革（個人住民税）

	一般扶養控除額	特定扶養控除額	老人扶養控除額	
			一 般	同居老親等
	(昭和37年度創設)		(昭和48年度創設)	(昭和55年度創設)
昭和59年度	260,000円		270,000円	310,000円
63	280,000円	(平成2年度創設)	290,000円	330,000円
平成2	300,000円	350,000円	350,000円	420,000円
3	310,000円	360,000円	360,000円	430,000円
6	"	390,000円	"	"
7	330,000円	410,000円	380,000円	450,000円
11	"	430,000円	"	"
12～	"	450,000円	"	"

(参考) 税制改革についての中間答申(抄) [昭和63年4月28日 政府税制調査会]

一 個人所得課税の負担軽減・合理化

3 人的控除

(2) 個人住民税

① 基礎的な人的控除としては、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除(現行各28万円)のほか、配偶者特別控除(現行14万円)があり、これらは課税最低限を構成する要素となっている。

昨年9月の税制改正において、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の各2万円の引上げとともに、配偶者特別控除が創設されたところである。しかしながら、個人住民税においても、税制改革全体を通ずる税負担のあり方という観点からすれば、中低所得者層の個人住民税負担の軽減を図る必要があると考えられるところから、基礎的な人的控除について見直しを行い、課税最低限の引上げを図ることが適当である。

② 具体的には、次のような改正を行うことが適当である。

(中略)

ハ 教育費を含む種々の支出がかさむ世代の所得者の税負担の軽減を図る見地から、一定の年齢の扶養親族について、扶養控除の割増控除を設ける。

個人住民税の各人的控除(扶養控除については対象区分別)の減収見込額(平成13年度課税ベース)

区 分	基礎控除	配偶者控除	配偶者特別控除	扶 養 控 除			
					一般の扶養控除	特定扶養控除	老人扶養控除等
平年度 減収額	1.1兆円 程度	0.3兆円 程度	0.3兆円 程度	0.7兆円 程度	0.4兆円 程度	0.2兆円 程度	0.1兆円 程度